

公立大学法人奈良県立大学における任期の定めのない教員への変更に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良県立大学における教員の任期に関する規則第4条の規定に基づき、任期を定めて労働契約を締結する教員（以下「任期付教員」という。）を任期の定めのない教員へ変更すること（以下「無期変更」という。）に関し、必要な事項を定める。

(無期変更審査委員会)

第2条 無期変更を希望する教員（以下「変更希望教員」という。）の業績等を審査するため、無期変更審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 変更希望教員の評価の実施に係る評価方法等の策定に関すること
- (2) 評価の実施及び評価結果の公表に関すること
- (3) その他評価に関して必要と認める事項

(組織)

第4条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 地域創造学部長
- (4) 学生部長
- (5) 附属図書館長
- (6) 事務局長

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員長は学長とする。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の多数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員会の会議は非公開とする。

4 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

5 委員が、第7条第3項、第11条第3項の審査又は第10条第2項の再審査の対象になるときは、当該委員は自己の審査に加わることができない。

(審査)

第7条 変更希望教員は、当該任期が満了する10か月前までに様式1により理事長に申し出なければならない。

2 理事長は、前項の申し出があった場合は、委員会を招集し変更希望教員との間の無期契約の締結の可否について審査を行う。

3 委員会は、前項の審査を行う場合は、変更希望教員に対して任期中の次に掲げる事項について自己評価を記載した書類の提出を求める。

- (1) 研究評価
- (2) 社会貢献その他
- (3) 大学での教育活動

(4) 大学運営への貢献

(5) 第11条第3項により指摘された事項に関する改善状況

- 4 第2項の審査は、前項第1号及び第2号の事項については別表の基準に基づき行い、第3号から第5号の事項については面接に基づき行う。
- 5 前項第3号又は同第4号の審査において委員会がその活動実績が著しく低いと評価した場合又は同第5号の審査において改善状況が著しく低いと評価した場合には、別表の基準に適合している場合であっても、理事長は無期契約の締結をおこなわないことができる。
- 6 委員会は、変更希望教員の任期が満了する6か月前までに審査を終了する。

(教育研究審議会の審議)

第8条 理事長は、委員会から変更希望教員との間の無期契約の締結の可否の審査結果について報告を受けた場合は、速やかに教育研究審議会（以下「審議会」という）へ提案し、審議に付するものとする。

- 2 変更希望教員が審議会委員の場合は、自己の無期変更の審議に参加することはできない。

(通知)

第9条 理事長は、前条の規定による決定結果について、理事会に報告するとともに、様式2により変更希望教員に通知する。

(異議申立て)

第10条 変更希望教員は、前条の通知内容に異議がある場合、通知を受けた日から14日以内に様式3により理事長に異議を申し立てることができる。

- 2 理事長は、前項の異議申立てがあった場合、すみやかに委員会を招集し、当該変更希望教員との間の無期契約の締結の可否について再審査を行わせる。
- 3 委員会は、前項の再審査を行う場合において、当該変更希望教員に対し口頭又は書面で、陳述する機会を与えなければならない。
- 4 委員会は、第1項の異議申立てがあった日から2か月以内に再審査を終了する。
- 5 第7条第4項、第5項、第8条及び第9条の規定は再審査に準用する。

(中間評価)

第11条 任期付教員が、当該任期の初日から2年を経過したときは、当該2年間の次に掲げる事項について、自己評価を記載した書類を次の5月末日までに理事長に提出し、委員会の審査を受けなければならない。

- (1) 研究評価
- (2) 社会貢献その他
- (3) 大学での教育活動
- (4) 大学運営への貢献

- 2 前項の審査は、第1号及び第2号の事項については別表の基準に基づき行い、第3号及び第4号の事項については面接に基づき行う。
- 3 前項の審査の結果、次に掲げる事項に該当する場合は、当該任期付教員に対して理事長は、必要な改善を図ることを求めるものとする。
 - (1) 第1項第1号及び第2号の合計評価点が10点未満の場合
 - (2) 第1項第3号及び第4号の活動実績が著しく低い場合
 - (3) その他委員会が改善を必要と認める場合
- 4 委員会は、9月末日までに中間評価を終了し、その結果を理事長に報告しなければならない。
- 5 理事長は、前項の報告内容について、様式5により任期付教員に通知する。
- 6 理事長は、委員会からの報告内容を理事会及び審議会に報告しなければならない。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は事務局総務課において処理する。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和元年6月25日から施行する。
- 2 この規程の施行により、従前の「公立大学法人奈良県立大学における任期を定めて労働契約を締結する教員の再任手続きに関する規程」は廃止する。
- 3 この規程の施行時に任期付教員である者については、この規程を適用する。

別表（第7条、第11条関係）

1 評価点

研究業績等	内 容		評価点	備 考		
研究評価	学位	博士号 1件	15			
	学術 図書	単著 1冊	30	出版社刊行のもの。		
		編著・共著 1冊	10	出版社刊行のもの。共著は4人まで。		
		分担執筆 1冊	5	出版社刊行のもの（学術専門書）。		
		分担執筆 1冊	3	出版社刊行のもの（入門書・テキスト類）		
	学術 翻訳 翻刻	単著 1冊	10	出版社刊行のもの。		
		編著・共著 1冊	5	出版社刊行のもの。共著は4人まで。		
		分担執筆 1冊	3	出版社刊行のもの。		
	学術 論文	審査論文 1編 (外国語)	単著	10	国内外学術雑誌掲載のもの。共著については、第1執筆者の場合は5、それ以外は3。	
			共著	5又は3		
		審査論文 1編	単著	5		共著については、第1執筆者の場合は3、それ以外は2。
			共著	3又は2		
	論文 1編 (外国語)	単著	4	共著については、第1執筆者の場合は2、それ以外は1。		
		共著	2又は1			
	論文 1編	単著	3	共著については、第1執筆者の場合は2、それ以外は1。		
		共著	2又は1			
	その他専門分野の著作物 1編		1	雑誌、事典、記事、翻訳等。		
	実技 作品	国際的評価作品	単独	10	国際的展覧会等での受賞、主要な国際的展覧会への出展等、外部から一定の評価を受けたもの。共同制作については、2人の場合は5、3人以上の場合は3。	
			共同	5又は3		
		上記以外の評価作品	単独	5		
			共同	3又は2		
	作品	単独	3	学外での個展、展覧会出展等。共同制作については、2人の場合は2、3人以上の場合は1。		
		共同	2又は1			
学会・研究会発表等 1回		1	学会、研究会等の内容は問わない。			
学会・研究会役員等 1期		1	学会、研究会等の内容は問わない。			
学会賞・学術賞受賞等 1回		5				
研究助成金等 1回		3	科研費、財団の外部助成金等。			
海外教育研究(180日以上) 1回		2				
海外教育研究(180日未満) 1回		1				
客員・共同研究員等 1期		1	他大学、研究所の外部の研究員等。			
社会貢献 その他	審議会・検討会委員等 1期		1			
	講演・出演等 1回		1	当大学の社会貢献活動を含む。		
	NPO・NGO等地域活動 1件		1～3	活動における貢献度により評価。		
	大学の特別な活動等 1期		2	当大学の特別委員会、研究交流会等。		

2 無期変更基準

研究評価、 社会貢献 その他	当該任期の初日から4年を経過する日までの「研究評価」及び「社会貢献その他」の評価点の合計が20点以上の場合（但し、第7条第5項の場合を除く。）。
----------------------	--

様式 1 (第 7 条関係)

無 期 変 更 審 査 申 請 書

令和 年 月 日

奈良県立大学理事長 殿

職名

氏名

印

奈良県立大学における任期の定めのない教員への変更に関する規程第 7 条第 1 項の規定に基づき、無期変更審査を申請します。

様式 2-1 (第9条関係)

無 期 変 更 審 査 結 果 通 知 書

令和 年 月 日

(職 名 ・ 氏 名) 殿

奈良県立大学理事長

奈良県立大学における任期の定めのない教員への変更に関する規程第7条に基づき審査した結果、令和 年4月1日を始期とする無期契約の締結をおこなうことに内定したので、通知します。

審査結果の概要は下記のとおりです。

なお、提出書類に虚偽記入があることが判明した場合或いは本通知後令和 年3月31日迄の間に教員として相応しくない言動が認められた場合等は、内定を取り消す場合がありますので留意ください。

記

- 1 研究業績等の評価点数
- 2 評価すべき業績等
- 3 無期変更後に期待する改善点等

様式 2-2 (第9条関係)

無 期 変 更 審 査 結 果 通 知 書

令和 年 月 日

(職 名 ・ 氏 名) 殿

奈良県立大学理事長

奈良県立大学における任期の定めのない教員への変更に関する規程第7条に基づき審査した結果、下記の理由により貴殿との間で無期契約の締結をおこなわないことに決定したので、通知します。

なお、この通知内容に異議がある場合、令和 年 月 日までに異議を申し立てることができます。

記

【理由】

様式3（第10条関係）

無期変更審査結果に対する異議申立書

令和 年 月 日

奈良県立大学理事長 殿

職名

氏名

印

私は、令和 年 月 日付け無期変更審査結果通知書により、無期変更を認めない旨通知を受けましたが、下記の理由により異議を申し立てます。

記

【理由】

様式4-1（第10条関係）

無期変更異議申立て審査結果通知書

令和 年 月 日

（ 職 名 ・ 氏 名 ） 殿

奈良県立大学理事長

令和 年 月 日付けで提出された無期変更審査結果に対する異議申立について、奈良県立大学における任期の定めのない教員への変更に関する規程第10条に基づき審査した結果、令和 年4月1日を始期とする無期契約の締結をおこなうことに内定しましたので、通知します。

審査結果の概要は下記のとおりです。

なお、提出書類に虚偽記入があることが判明した場合或いは本通知後令和 年3月31日迄の間に教員として相応しくない言動が認められた場合等は、内定を取り消す場合がありますので留意ください。

記

- 1 研究業績等の評価点数
- 2 評価すべき業績等
- 3 無期転換後に期待する改善点等

様式4-2（第10条関係）

無期変更異議申立審査結果通知書

令和 年 月 日

（ 職 名 ・ 氏 名 ） 殿

奈良県立大学理事長

令和 年 月 日付けで提出された無期変更審査結果に対する異議申立について、奈良県立大学における任期の定めのない教員への変更に関する規程第10条に基づき審査した結果、下記の理由により貴殿との間で無期契約の締結をおこなわないことに決定しましたので、通知します。

記

【理由】

様式5（第11条関係）

中間評価結果通知書

令和 年 月 日

（ 職 名 ・ 氏 名 ） 殿

奈良県立大学理事長

奈良県立大学における任期の定めのない教員への変更に関する規程第11条に基づき中間評価を行った結果について、下記のとおり通知します。

なお、下記3で指摘された要改善事項については、改善に向けた本年度の取り組み状況について、来年5月末日までに報告されるよう、あわせて通知します。

記

- 1 研究業績等の評価点数
- 2 評価すべき業績等
- 3 改善すべき点等